

## 別 紙

### 答申第38号

## 答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象である「最高速度違反現認書（車載式）」のうち、「車載式レーダースピードメータの性能、概説、速度測定方法略図に関する部分」を非開示としたことは妥当である。

なお、開示請求に対する措置及び対象個人情報の取扱いについて、実施機関は条例の規定に基づき適切に判断する必要があったため、このことについては付言で詳論する。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成30年4月3日に本件審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件開示請求の内容は、「私が平成〇年〇月〇日に速度違反の取締りを受けた際に警察官が作成した書類」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成30年4月17日付けで開示決定等の期間延長を行った後、本件開示請求に係る個人情報を記載した公文書として、「交通事件原票（告知書番号No.0000000）」及び「最高速度違反現認書（車載式）」を特定し、平成30年4月26日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。
  - ア 公文書の件名
    - ①交通事件原票（告知書番号No.0000000）
    - ②最高速度違反現認書
  - イ 決定内容  
部分開示決定
  - ウ 開示しない部分（審査請求の対象部分）  
上記ア②のうち、車載式レーダースピードメータの性能、概説、速度測定方法略図に関する部分
  - エ 開示しない理由（同上）
    - (ア) 条例第13条第5号に該当  
取締りに使用したレーダースピードメータの性能等に関する情報であり、開示することにより、レーダースピードメータの性能等が明らかとなり、対抗措置を取られる等、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
    - (イ) 条例第13条第7号に該当  
取締りに使用したレーダースピードメータの性能等に関する情報であり、開示することにより、レーダースピードメータの性能等が明らかとなり、対抗措置を取られる等、今後の取締りを困難にし、警察事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 30 年 5 月 21 日に審査請求を行った。
- (5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第 34 条第 1 項の規定に従い、平成 30 年 6 月 28 日付けで、当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

部分開示決定を取り消し、「最高速度違反現認書（車載式）」裏面の「車載式レーダースピードメータの性能、概説、速度測定方法略図」に関する部分の開示を求める。

さらに、今回の取締が適切であるとの判断に至った根拠になる書面他（ドライブレコーダ他）の情報の開示を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 平成〇年にすでに交通機動隊において当該部分の一部の開示を受けているにもかかわらず非開示となった。

副隊長も黒塗りでするのはおかしいと言っている。型式は違反キップにも書いてあるし県機動隊が使用しているこの型式の性能をコピーして説明することに何の違法性があるのかとも言っている。黒塗りにしなければならない理由がわからないとも言っている。私もそう思う。説明せよ。

イ 取締りをする以上は、どのように取締りをし、スピードを測ったのかということ、説明責任を果たすため明らかにすべきであり、開示すべきである。

### 4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書及び意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

#### (1) 条例第 13 条第 5 号該当性について

最高速度違反現認書（車載式）裏面に記載されている内容は、取締りに使用した機器の性能、測定方法等の取締り手法が明らかとなる情報であり、開示することにより、対抗措置をとられる等速度違反を助長し、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

「性能」については、送信周波数、速度測定範囲などが記載してあり、これらを開示すると、レーダー探知機の製造を可能にするなどの対抗措置が可能となり、探知機の更なる流通につながるなど、取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。レーダースピードメータの製造会社からも、仮に警察以外の一般から、個別に周波数などの質疑があった場合、それに対して回答はすることはないとの返答を得ている。

「概説」については、レーダー照射の範囲が記載されているなど、速度測定方法を具体的に説明した情報であり、これを開示すると対抗措置が可能となり、取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

「速度測定方法略図」については、使用する速度測定機がどのような状況で測定可能かということが明らかとなるため、これを開示すると対抗措置が可能となり、取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第 13 条第 7 号該当性について

最高速度違反現認書（車載式）裏面に記載されている内容は、取締りに使用した機器の性能、測定方法等の取締り手法が明らかとなる情報であり、開示することにより、対抗措置をとられる等速度違反を助長し、今後の取締りを困難にするなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる。この支障は、著しい支障に当たるものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由を「平成〇年に交通機動隊において、当該一部の開示を受けているにも関わらず非開示とされたため」としているが、これは、同年〇月頃、請求人が交通機動隊に来庁し、本件速度違反の取締り方法等について当時の副隊長に質問した際、より今回の速度違反取締りを受けた状況を理解してもらうため、同副隊長が、最高速度違反現認書（車載式）裏面を複写機により複写し、その一部（速度測定方法略図（移動時））を切り取り、示して説明を行う際に手交したものである。

本件処分に関しては、条例第 13 条各号に規定された非開示情報に基づき判断を行った。審査請求人に一部を手交しているものの、個人情報開示請求書により開示したものではないため、本件非開示理由の影響を受けるものではない。

(4) 条例第 46 条（適用除外）の該当性について

本来、交通事件原票及び最高速度違反現認書は、反則金の不納付等で刑事事件になった場合には、事件記録として検察庁に送致する証拠書類であり、被疑事件に関し作成された書類となるため、訴訟に関する書類として非開示とすべきであった。

今回、訴訟に関する書類を部分開示したのは、当初、違反者が反則金相当額を仮納付し、その後、公示通告がなされ、反則金の納付があったものとみなされて公訴権が消滅し、公訴提起の準備行為である捜査の必要もなくなったため、訴訟に関する書類には当たらないと判断したためである。

しかし、後日、平成 16 年 7 月 12 日札幌地裁の判決を確認したところ、反則金を納付すれば行政手続である交通反則事案として終了するが、交通反則事案について作成された交通事件原票とその付属書類については、刑事事件である道路交通法違反事件の捜査書類でもあり、刑事司法手続に関連して作成された訴訟に関する書類に該当し、また、反則金納付によって違反者が公訴提起を確定的に免れても、当初、訴訟に関する書類であった行政文書がその性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない、とされていた。

よって、現在の考え方は全部が訴訟に関する書類に該当すると判断している。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することであり、条例第 11 条で、具体的に、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示を請求する権利を認めている。

(2) 本件開示請求の内容及び審査対象について

本件開示請求の内容は、「私が平成〇年〇月〇日に速度違反の取締りを受けた際

に警察官が作成した書類」である。

この請求に対して、実施機関は対象個人情報記録された公文書として上記2(3)ア①及び②を特定し、部分開示決定を行った。審査請求人は、このうち、上記2(3)ア②の裏面である「車載式レーダースピードメータの性能、概説、速度測定方法略図」に関する部分の開示を求めていることから、当該部分を審査の対象とする。

(3) 実施機関の原決定について

実施機関は、意見陳述において、本件審査請求に係る対象個人情報記録された公文書は、訴訟に関する資料であり、条例の規定が適用されないことから本来は非開示とすべきであったとの説明を行った。しかしながら、実施機関は現に対象個人情報記録された公文書を特定し、部分開示決定を行っていることから、当審査会としては、原決定の妥当性について判断することとする。

なお、条例第46条に規定する、条例の適用除外については6(1)で言及する。

(4) 条例第13条第5号該当性について

ア 本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、開示することにより犯罪の予防捜査等に支障があると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、非開示とすることを定めたものである。

本号に該当する情報については、その性質上、開示又は非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、当該判断については、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

実施機関は、最高速度違反現認書(車載式)裏面に記載されている内容は、取締りに使用した機器の性能、測定方法等の取締り手法が明らかとなる情報であり、開示することにより、対抗措置をとられる等速度違反を助長し、交通犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められると主張しているため、実施機関が非開示とした項目の本号該当性について検討する。

(ア) 「性能」については、送信周波数、速度測定範囲などが記載してあることから、これらを開示すると、レーダー探知機の開発が可能となる他、妨害電波による対抗措置が可能となり、また、検挙可能速度が知られ回避措置が可能となるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 「概説」については、速度測定方法が具体的に説明された情報であり、レーダー照射の範囲が記載されていることから、回避措置が可能となり、速度違反を助長させ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 「速度測定方法略図」については、どのような状況下で速度測定するかという速度測定方法が明らかとなるため、回避措置が可能となり、速度違反を助長するなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ なお、「性能」を開示することに関して実施機関からは、レーダースピードメータの製造会社から、警察以外の一般から周波数などの質疑があった場合でも、これに対して回答することはない旨を確認したとの説明がなされたものの、公表を制限するための何らかの措置が取られているということについての具体的な説

明までは得られなかった。

しかしながら、上記のとおり実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことについて、特段不合理とまで認めることはできないことから、条例第 13 条第 5 号に該当するものと判断する。

(5) 条例第 13 条第 7 号該当性について

上記(4)のとおり、本件情報は条例第 13 条第 5 号に該当することから、本号該当性については判断するまでもない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、今回の取締が適切であるとの判断に至った根拠になる書面他（ドライブレコーダ他）の情報の開示を求めているが、当審査会は実施機関の行った開示決定等の妥当性について判断する機関であり、追加の根拠書面等を開示する必要性について判断する立場にはない。

なお、審査請求人はこの他にも様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

(1) 条例第 46 条（適用除外）の該当性について

ア 実施機関は、上記 4 (4) のとおり、本来、本件開示請求に係る個人情報に記載した公文書は、訴訟に関する書類として非開示とすべきであったと説明するのでこの点について付言する。

条例第 46 条第 2 項では、「『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）』その他法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。」という開示請求等の適用除外について規定している。

実施機関の説明によれば、本件の対象公文書は、条例の規定を適用しない個人情報であり、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することとなる。

この訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであることから、開示請求等の適用除外とすることで関係者の名誉、プライバシーを保護するとともに、開示することにより当該事件の捜査及び公判の維持に支障が生じることを防止することにあると解される。

また、訴訟に関する書類とは被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。よって裁判所・裁判官に限らず検察官・弁護士・司法警察職員その他第三者が保管する書類も含むと解すべきである。

イ 本件開示請求に係る個人情報を記載した公文書は、その内容から刑事事件である道路交通法違反事件を処理するために作成される捜査書類と認められるから、被疑事件・被告事件に関して作成され、または取得された書類、つまり刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと解することができる。

なお、札幌地裁平成 16 年 7 月 12 日判決及び控訴審の札幌高裁判決によれば、反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初訴訟に関する書類であった行政文書が、その性質を変じて訴訟に関する書類

ではない行政文書になると解すべき根拠もなく、反則金納付後の交通事件原票等の閲覧等については、刑事訴訟法等による立法政策にゆだねられている旨が判示されている。

これらを踏まえれば、当初から条例第 46 条第 2 項の規定により、条例の規定を適用しないものとして決定することもできたものであり、今後、条例を適正に解釈し、決定を行うことを望む。

ウ なお、訴訟に関する書類であっても、その書類には訴訟の内容と直接関連せず、本来であれば開示請求の対象となるはずの情報があり、さらにその中には開示することのできる情報が含まれている可能性がある。

このため、訴訟に関する書類の範囲を広く捉えすぎると、本来開示請求の対象であり、開示可能であるはずの本人情報が開示されず、結果として、本人が知ることができるはずであった情報を、知り得なくなることも想定される。

このことは、条例に明記する「実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利」を侵害することにつながるおそれがあるため、訴訟に関する書類の判断に当たっては、個々の事案に即したうえで、厳格に運用される必要がある。

## (2) 非開示情報の一部を提示したことについて

審査請求人は、すでに交通機動隊において本件非開示情報の一部の開示を受けているにもかかわらず非開示となったことについて、上記 3 (2) のとおり主張している。

これに対し、実施機関は、上記 4 (3) のとおり、本件処分に関しては、個人情報開示請求によるものであることから、条例第 13 条各号に規定された非開示情報に基づき判断を行ったものであり、一方、交通機動隊においては、速度違反取締りを受けた状況をより理解してもらうために、審査請求人に一部を手交したものであるから、条例に規定する非開示理由の影響を受けるものではないと説明している。

しかしながら、上記 5 (4) で判断したとおり、対象情報は条例第 13 条第 5 号に該当する非開示情報であると認められることから、その一部を切り取って本人に提示したことは、不適切な取扱いであった可能性がある。他方、交通機動隊による当該情報の開示が不適切な取扱いでないとすると、審査請求人の主張のとおり、公共の安全を理由とする非開示情報の中に、開示されても公共の安全が害されるおそれのないものが含まれることとなり、いずれにせよ、実施機関として非開示情報につき適正な管理が求められることになる。

(諮問第38号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年6月28日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成30年10月4日	諮問実施機関から非開示理由説明書を受理
平成30年11月14日	審査請求人から意見書を受理
平成31年2月21日 (審査会第1回目)	審議
平成31年3月14日 (審査会第2回目)	審議
平成31年4月25日 (審査会第3回目)	審議
令和元年5月30日 (審査会第4回目)	審議
令和元年6月19日 (審査会第5回目)	実施機関の意見陳述、審議
令和元年7月31日 (審査会第6回目)	審議
令和元年8月29日 (審査会第7回目)	審査請求人の意見陳述、審議(第1部会)
令和元年9月19日 (審査会第8回目)	審議(第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第9回目)	審議(第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第10回目)	審議(第1部会)
令和元年12月19日 (審査会第11回目)	審議
令和2年3月4日	島根県個人情報保護審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1～R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2～)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会